

市役所からの お知らせ

税

固定資産税・都市計画税の納税 通知書をご確認ください

本年1月1日現在で市内に土地・
家屋・償却資産を所有している方に、
令和5年度の固定資産税・都市計画
税の納税通知書を5月初旬に送付し
ます。なお、免税点未満（課税標準
額で土地30万円、家屋20万円、償却
資産150万円未満）の場合には送
付されません。

また、納税通知書の固定資産課税
明細書には、土地一筆、家屋一棟単
位でそれぞれ所在地番、面積、税額

等を記載していますので、内容に誤
りがないかご確認ください。

問合先 税務課 ☎ (275) 6109

固定資産税等の減免

自ら居住している自己居住用資産
（土地・家屋）を所有している方のう
ち、次の条件をすべて満たす方は申
請により当該資産の固定資産税・都
市計画税の2分の1が減額される場
合があります。

- ① 1月1日現在で、所有者が寡婦、
ひとり親、特別障がい者、または
65歳以上のいずれかであること
 - ② 所有者及び所有者と生計を一にす
るすべての方の、前年中の所得金
額が所定の範囲内であること
 - ③ 所有者が自己居住用資産以外の固
定資産を所有していないこと
 - ④ 固定資産税と都市計画税の合計年
税額が5万円以下であること
 - ⑤ 自己居住用家屋の延床面積が70㎡
以下であること
- ※申請は第1期納期限（5月31日）
までに行ってください。

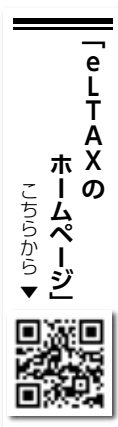
申請・問合先 税務課

☎ (275) 6109

固定資産税・都市計画税・軽自
動車税（種別割）の納付方法が
追加されました

固定資産税・都市計画税・軽自動
車税（種別割）の納付方法について、
全国の地方税統一QRコード対応金
融機関での納付が可能になるほか、
クレジットカードや決済アプリでの
納付も可能となります。利用される
場合は、スマートフォン等を使って
令和5年度の納付書に印字されてい
るQRコードから「地方税お支払い
サイト」にアクセスの上、納付を行
ってください。詳細はeLTAXの
ホームページをご覧ください。

問合先 税務課 ☎ (275) 6094



固定資産税・都市計画税・軽自動車税・自動車税の (種別割) (種別割)

納期限は、

5月31日 水

固定資産税……………1期分
都市計画税……………1期分
軽自動車税……………全期分

問合先 税務課 ☎ (275) 6094

自動車税

問合先

府自動車税コールセンター
☎ 0570 - 020156

納税通知書に記載の金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください

自賠責保険・共済なしでの運行 は法令違反です

自賠責保険・共済は自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含む全ての自動車1台ごとに加入が義務づけられています。万一の自動車事故の際に、加害者の賠償責任を担保することで被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

四輪車はもちろん、車検制度のない250cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は有効期限切れ、かけ忘れにご注意ください。※市役所で自賠責保険等の加入手続きはできません。自賠責保険等の各取扱代理店で加入手続きを行ってください。

問合先 税務課 ☎(275) 6097

国民年金

第1号被保険者への 独自給付をご存知ですか

▼死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が、何の年金も受けずに死亡した場合、生計を同じくしていた遺族（配偶者、子など）に支給されます。ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。

金額は、保険料を納めた期間に応じて、12万円～32万円になります。また、付加保険料を納めた月数が3年以上ある場合は、8500円が加算されます。

▼遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次のいずれの方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

- ①国民年金の被保険者
- ②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所がある60歳以上65

歳未満の方

- ③老齢基礎年金の受給権者または支給資格期間を満たしている方

※①②の場合は、死亡月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料

納付済期間と免除期間（納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）を合わせた期間が3分の2以上の方を対象とします。または、死亡月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がない場合でも受給できます。

遺族基礎年金の額は、子のある配偶者が受ける場合、基本額（79万5000円、68歳以上の方は79万2600円）に子の加算額（1人目と2人目はそれぞれ22万8700円、3人目以降は1人につき7万6200円）を加えた額です。

なお、子とは18歳到達年度の末日までの子、または20歳未満で障がい等級が1級もしくは2級の状態にある子をいいます。

▼寡婦年金

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなった場合に、10年以上婚姻関係が継続

しており、夫によって生計を維持されていた妻に支給されます。

支給期間は60歳から65歳までの間で、夫の第1号被保険者期間に基づいて計算された老齢基礎年金額の4分の3です。

ただし、死亡した夫が老齢基礎年金を受けていた、障害基礎年金を受けていた、または妻自身が老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合、寡婦年金は支給されません。

なお、寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合、どちらか一方を選択して受給することとなります。

問合先 市民課 ☎(275) 6241 または堺西年金事務所 ☎(243) 7900

国民健康保険

保険料の納付には口座振替を

国民健康保険料の納付は、納め忘れないように、指定した口座から自動的に月々の保険料が引き落とされる口座振替が便利です。

口座振替を利用していない方は、キャッシュカードを持って健幸づく

り課で手続きをしていただくか、通帳・通帳届出印・保険証を持って、指定の金融機関、郵便局、ゆうちょ銀行の各窓口で手続きを行ってください。

問合先 健幸づくり課

☎(275) 6374

後期高齢者医療

7月から普通徴収(口座振替や納付書による納付)が始まります

後期高齢者医療保険では、普通徴収分については暫定保険料がないため、4月から6月の間は口座振替や納付書による納付はありません。ただし、過年度分に対する保険料については納付書を送付します。(過年度分の口座振替は不可)

7月中旬に今年度の保険料決定通知等を送付しますが、普通徴収だけの方は、年間保険料を7月から翌年3月までの9回で納付いただくことになります。

問合先 健幸づくり課

☎(275) 6392

各種

国民健康保険・後期高齢者医療保険制度に加入している35歳以上の方へ

年に1回の特定健診を受診しましょう！40歳以上の国民健康保険加入者には、5月中旬に「特定健診受診券」を発送します。

▼集団健診

時間 午前9時～11時30分

内容 特定健診・肝炎ウイルス検診

申込 当日直接会場へ、またはホームページで事前予約

健診日	会場
5月28日(日)	市役所別館
6月2日(金)	総合保健センター
9月8日(金)	総合保健センター
10月5日(木)	総合保健センター
10月15日(日)	総合保健センター
11月9日(木)	総合保健センター
12月13日(水)	総合保健センター
1月28日(日)	市役所別館
2月20日(火)	総合保健センター

「特定健診の詳細」

↓



▼指定医療機関健診

期間 6月1日～令和6年3月31日
(後期高齢者健診は受診券が届いた日から)

場所 府内指定医療機関

■集団・指定医療機関共通内容

検査項目 問診、診察、身体計測、血圧、尿検査、血液検査

料金 特定健診は無料(がん検診・肝炎ウイルス検診は各500円。ただし、40歳の方に限り、肝炎ウイルス検診は無料)

持ち物 保険証・40歳以上の方は、国民健康保険特定健診受診券(または後期高齢者健診受診券)と前年度の健診結果(お持ちの方のみ)

▼TAKAISHI健診JAM

特定健診と健幸づくりイベントを同時開催

日時 ①6月27日(火) 午前9時30分～正午、②11月23日(祝) 午前9時30分～午後1時、③令和6年3月20日(祝) 午前9時30分～午後1時

場所 ①とろしプラザ、②・③アプラたかいし

申込 当日直接会場へ

問合先 健幸づくり課

☎(275) 6381

特定健診特別金利定期貯金のご案内

JAいずみのとの協働事業で、期間中に特定健診等を受診し、スーパー定期貯金(10万円～100万円)を新規で預けると年0.05%の金利が適用されます。

期間 5月8日～令和6年3月29日
対象 高石市・和泉市・泉大津市・岸和田市・忠岡町いずれかの国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入する40歳以上の方

詳しくは、JAいずみのの店頭の商品概要説明書またはJAホームページをご覧ください。店へお問い合わせください。

問合先 JAいずみの取石支店

☎(272) 0606

「特定健診特別金利定期貯金の詳細」

↓



特別障害者手当・障害児福祉手当について

▼特別障害者手当

対象 日常生活で常に特別な介護が必要な在宅の重度障がい者で20歳以上の方（福祉施設入所者及び一定期間入院している方を除く）

支給額 月額2万7980円（2月・5月・8月・11月に支給）

▼障害児福祉手当

対象 日常生活で常に特別な介護が必要な在宅の重度障がい者で20歳未満の方（福祉施設入所者を除く）

支給額 月額1万5220円（2月・5月・8月・11月に支給）

※いずれの手当も所得制限がありません。また、申請には各手当認定用の診断書が必要です。

問合先 高齢・障がい福祉課

☎ (275) 6294

支援教育の取組み

市内の公立幼小中学校園では、支援を必要とする子どもが自らの可能性を最大限に伸ばし、主体的に社会参加・自立する人間の育成をねらいとした支援教育の充実に取り組んでいます。各学校園の協力体制のもと、支援学級に在籍する障がいのある子どもだけでなく、通常の学級に在籍する支援を必要とする子どもについても、一人ひとりの教育的ニーズの状況等を的確に把握、課題を明確にし、個々の障がいの状況に応じた適切な指導や支援を行っています。

また、通級指導教室を設置し、言語やコミュニケーションに課題のある児童・生徒への支援も進めるとともに、各学校園の支援教育にかかる指導の充実を図るため、専門家等による巡回相談も実施しています。

市では引き続き、すべての子どもの豊かな人間形成をめざして、ともに学び、支え合い、生きる力を育む教育の充実に取り組めます。

問合先 学校教育課

☎ (275) 6434

悪質電話による被害・詐欺を防ぐために

悪質電話防止装置の購入費の助成を実施します

近年、悪質電話等による消費者被害・詐欺被害が増加しています。その対策の一環として、市では以下の取組を実施します。申請方法は市 HP または経済課までお問い合わせください。

■特殊詐欺対策機器購入費の助成

対象となる特殊詐欺対策機器を購入された方へ、購入費用に対する補助金を交付します。

対象 市内在住の65歳以上の方等が居住する世帯（1世帯につき1回のみ申請可能）

助成額 購入金額分（上限10,000円）
※補助金額は100円未満切り捨て。

対象機器 （公財）全国防犯協会連合会の推奨する優良防犯電話推奨品（スマートフォン、携帯電話を除く）で購入から4か月以内の機器

※機器購入・お申込みの前に、経済課までご相談ください。

申込 経済課



▲防犯機能付き電話機

問合先 経済課 ☎ (275) 6149

6月7日午前11時頃に市内の
防災行政無線のスピーカーから
放送が流れます

地震や津波、武力攻撃などの発生
時に備え、全国一斉情報伝達訓練を
行います。これは、全国瞬時警報シ
ステム（Jアラート）を用いた訓練
で、高石市以外の全国の地域でも同
様の訓練が行われます。

問合せ 危機管理課 ☎(275) 6245

マイナンバーカードの時間外交 付について

交付通知書（はがき）を受け取ら
れた方で、業務時間中に窓口に来る
ことができない方は、次の日程でマ
イナンバーカード（個人番号カー
ド）を受け取ることができます。

日時 5月17日・24日いずれも水曜
日の午後5時30分～7時30分、5月
28日（日）午前9時～正午

場所 市役所本館（1階）

※マイナンバーカードの交付以外の
お手続きはできません。

問合せ 市民課 ☎(275) 6212

マイナンバーからパスポート の更新申請ができます

マイナンバーカードを持っている
方は、マイナンバーからパスポー
トのオンライン更新申請ができるよ
うになりました。ただし、初めて申
請する、パスポートが失効している、
戸籍上の氏名や本籍地に変更があつ
た等の場合はオンライン申請の対象
外となります。

問合せ 市民課 ☎(275) 6212



ドライブレコーダーの 映像は定期的に確認！

事例1 ドライブレコーダーを取り付けたが、SDカードの
不良でデータが録画されていなかった。(70歳代 男性)

事例2 自動車を運転中、交差点で対向車と衝突した。ドラ
イブレコーダーに録画されているはずの映像が記録されて
いなかった。(60歳代 男性)

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter



相談事例では、事故やトラブルの時に確認した際、初めて映像が記録
されていないことに気が付いたという例が多く見られました。データ
を記録する SD カードの異常により、映像が記録されていないケースがあ
ります。SD カードは定期的にフォーマット（初期化）する必要があります。
また、繰り返し使用し、劣化していく消耗品なので定期的に交換しまし
ょう。取扱説明書をよく読んで、ドライブレコーダーに合った SD カードを
使用し、本体に異常が生じていないかの確認も含め、映像が正常に記録さ
れていることを定期的に確認しましょう。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎(267) 5501

場 所 市役所本館2階
時 間 9:00～16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※来庁をご希望される場合は事前
にお電話ください
※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「見守り新鮮情報 第339号」から抜粋・イラスト黒崎玄

雨水貯留タンクの 購入費用を一部助成

雨水貯留タンクは、集中豪雨時の急激な雨水流出を抑え、浸水被害を緩和します。貯留された雨水は、庭木への散水（節水効果）や打ち水（ヒートアイランド対策）として利用できるほか、災害時には飲用水以外の生活用水として利用できます。雨水貯留タンクの設置をお考えの方は、購入前に上下水道課へご相談ください。

対象 市内に住宅を所有し、1基あたりの容量が80ℓ以上の雨水貯留タンクを購入されて6か月以内の方
※賃貸住宅の場合も土地・建物の所有者の同意があれば設置できます。
助成額 購入金額の3分の2またはタンク容量（ℓ）×2000円のいずれか少ない方の額（上限4万円）
申込・問合せ 11月30日までに上下水道課 ☎（275） 6419へ

みんないっしょに生きる社会を

まっぼくり

北朝鮮拉致

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が自然な形で行方不明となりました。日本の当局による捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。

北朝鮮が日本人の拉致を初めて認めたのは、小泉首相が北朝鮮を訪問し、金正日総書記と会談した2002年9月17日の日朝首脳会談のことです。北朝鮮は拉致と認めた13人の安否を「5人生存、8人死亡」と主張し、同年10月15日に拉致被害者5人が24年ぶりに帰国しました。その後、拉致問題に目立った進展はなく、未帰国の被害者である横田めぐみさん（拉致当時13歳）の拉致から昨年11月で45年が過ぎました。当時を知らない世代が増え、世論の関心の維持と向上が課題となっています。

1977年11月15日に、当時中学1年生だった横田めぐみさんはバドミントン部の練習を終えて下校途中、新潟市で行方不明となりました。北朝鮮はめぐみさんを死亡したとしましたが、2004年に北朝鮮が提出した

めぐみさんの遺骨はDNA鑑定で偽物と判明しています。めぐみさんの両親が全国で重ねた講演は1400回にもなりました。

帰国した蓮池薫さんは、1978年7月31日に新潟県柏崎市で、恋人の祐木子さんと海辺に出かけ、声をかけてきた男にライターの火を貸そうとした瞬間、隠れていた工作員に後ろから襲われました。袋詰め状態で漁船を偽装した工作船に乗せられ、連れて行かれたのは、警備隊や鉄条網に囲まれた平壤郊外の招待所でした。自由に外出できず、日本の家族に安否も伝えられませんでした。「命以外の全てを奪われた」と思ったそうです。

拉致から2年後、北朝鮮で祐木子さんと再会し結婚。2人の子どもを授かりましたが、日本語を教えず、「元在日朝鮮人の子」として育てました。北朝鮮で差別を受けたり、工作員として利用されたりするのを避けるためでした。2004年5月には子どもたちも日本に戻りました。「拉致被害者の方々は今も恐怖にさらされ、厳しい、苦しい状況で暮らしているんです。一刻も早い帰国が求められています。」

る。」と話されています。

蓮池さんと一緒に帰国した曽我ひとみさんは、1978年8月12日、新潟県佐渡市で母ミヨシさんと買い物に行った帰りに拉致されました。工作船に乗せられて北朝鮮に着くと、ミヨシさんの姿は無かったそうです。氷点下30度の冬に暖房が途絶え、石の交じった米ですら十分に食べられない苦しい時もありました。「問題が忘れ去られるのではないかと危機感を抱いています。1人でも多くの人に関心を持ってほしい。」と講演会で呼びかけました。

内閣府の「外交に関する世論調査」で、北朝鮮への関心事項（複数回答）に「拉致問題」を挙げた人は、2003年度に過去最高の90.1%を記録しましたが、その後は漸減傾向で、2022年度は77.7%でした。2022年度の年代別では、70歳以上が87.7%と高いのに対して、30〜39歳は61.1%になっています。非道な拉致を風化させないため、教育現場での取り組みや広報活動の継続が必要です。

人権推進課 ☎（275） 6279

大切なお家の これからを考える時に

各種補助制度のご案内

問合せ 建築住宅課 ☎(275)6479

耐震診断・耐震改修補助制度

住宅の耐震診断・改修にかかる費用の一部を補助します。

対象 昭和56年5月31日以前に建築され、居住または使用している木造住宅
※耐震改修は直近の課税所得金額が507万円未満の方が対象

■耐震診断

金額 診断費用の11分の10以内の額
(上限額5万円)

■耐震改修(耐震診断後)

金額 改修費用として70万円または90万円を補助

ブロック塀等の撤去補助制度

ブロック塀等の撤去にかかる費用の一部を補助します。

対象

- ・道路に面するブロック塀等
- ・ブロック塀等の高さが60cmを超えるもの

補助金額 撤去する費用の2分の1の額
(上限額15万円)

※「児童が主に通学に供する道路」に面するブロック塀等の場合は、撤去する費用の全額
(上限額15万円)

空き家除却補助制度

空き家の除却にかかる費用の一部を補助します。

対象 昭和56年5月31日以前に建築され、1年以上居住実績のない木造住宅

金額 除却する費用の2分の1の額
(上限額40万円)

空き家対策補助制度

空き家バンクの登録物件で売買が成約した方に、費用の一部を補助します。買主は当該物件に住民登録が必要です。

■買主

購入費用の補助として最大30万円、
改修費用の補助として最大30万円を補助

■売主

不要物撤去の補助として最大5万円

※各補助制度にはその他要件があります。
必ず事前に申請を行ってください。また、予算額に達しますと終了になります。
各制度の詳細については市ホームページをご覧ください▶

